

厚別融雪槽清掃業務仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市の雪対策事業の一環として使用する厚別融雪槽の運転終了に伴う槽内清掃業務及び、融雪作業に伴い発生した土砂様物（以下、単に「土砂」という。）の収集運搬業務、及びその他の産業廃棄物の収集分別を行うものである。

2 業務場所

札幌市厚別区厚別町山本 1073 番地 21

札幌市下水道河川局事業推進部厚別融雪槽

3 業務内容

(1) 排水業務

委託者の指示のもと、槽内の汚水を汚泥引き抜きポンプで排水する。

(2) 人力清掃業務

人力により廃棄物を収集し、池槽開口部から搬出する。

池槽開口部：約 5,000×3,500[mm]

(3) 機械清掃業務

機械により堆積物（土砂）を搬出する。

(4) 土砂運搬業務

上記（3）で搬出した土砂及びホッパーに貯留されている土砂を、強力吸引車で手稲沈砂洗浄センター（札幌市手稲区手稲山口 271 番地 5）に運搬する。

(5) 池槽清掃及び産業廃棄物分別業務

上記（3）終了後に池槽内の水洗浄を行う。また、上記（2）で搬出した廃棄物及び融雪槽運転管理業務でかき揚げられた浮遊物等（融雪槽施設内に仮置き）を廃プラスチック類、廃油（アスファルトくず）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に分別し、厚別融雪槽内の委託者が指定する場所に運搬する。

4 業務量

(1) 人力清掃業務 1 式（対象面積 1,260 m²）

(2) 機械清掃業務 1 8 0 t

(3) 土砂運搬業務 1 8 0 t

(4) 池槽清掃及び産業廃棄物分別業務 1 式

（廃プラスチック類、廃油（アスファルトくず）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 計 4,000kg）

5 履行期間

契約締結日から、令和 7 年 9 月 3 0 日まで

6 提出書類

(1) 業務履行前までに

- ①業務代理人指定通知書 1 部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

- ②使用予定車両の自動車車検証の写し

(2) 完了時

- ①完了届 1 部

- ②業務委託内訳書 1 部

- ③各種報告書等 1 部

- ④業務写真 1 部

様式は業務主任と打合せること。

(3) 随時

- ①業務日報

- ②産業廃棄物法定マニフェスト A 票・B 2 票・D 票・E 票

(沈砂洗浄センターへの運搬分)

- ③その他業務主任の指示による書類

様式は業務主任と打合せること。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更した時も同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進

- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル

- (3) 環境汚染の危機管理の徹底

- (4) 環境関係法令の遵守

- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 契約金額の支払いは一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。
- (2) 単価契約における出来高は、端数処理せずに排出毎の出来高の合計とする。
- (3) 支払いに1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

10 留意事項

- (1) 本仕様書において疑義が生じた場合には、業務主任と速やかに協議すること。
- (2) 故障、事故が発生した場合には、応急処置、緊急対応を行い、速やかに状況を業務主任に報告すること。
- (3) 池槽内作業については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (4) 土砂運搬にあたっては、悪臭の発生防止及び運搬物の漏出・飛散防止に努め、産業廃棄物管理票制度に従うなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (5) 土砂運搬業務で使用する強力吸引車については、業務開始前に手稲沈砂洗浄センターで空車重量の測定を行うこと。